証券コード７８７７
平成28年６月14日

株　主　各　位

大阪市平野区平野北二丁目３番９号
永大化工株式会社
代表取締役社長　大　野　裕　之

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討下さいまして、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. **日　　時**　平成28年６月29日（水曜日）午前10時
2. **場　　所**　大阪市阿倍野区松崎町一丁目２番８号
　ＪＲ天王寺駅東口
　天王寺都ホテル５階　高取の間
　（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
3. **会議の目的事項**

報告事項
1. 第61期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
2. 第61期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　補欠監査役２名選任の件
第５号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
第６号議案　当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）導入の件

議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（38頁から63頁まで）に記載のとおりであります。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
◎当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席下さいますようお願い申し上げます。
◎添付書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.eidaikako.co.jp/）にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、政府の経済政策や金融政策を背景に企業収益や雇用環境は緩やかな回復基調が続いておりますが、中国をはじめとした新興国や資源国の海外経済の減速懸念や年度後半からの急激な為替変動の影響など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済環境のもと、当社におきましては、中長期的な経営戦略として徹底した体質改革とコスト競争力のある生産調達ルートの確立などを重点方針に掲げ、ベトナム子会社を中心に生産設備の新設拡充を図り、グループ全体で企画開発設計から提案までトータルにサポートできる体制を基本とし、ものづくり企業に焦点を当てた施策展開を進めてまいりました。その結果、当期における業績につきましては、売上高65億89百万円（前期比2.1％増）、営業利益82百万円（前期比47.0％減）、経常利益47百万円（前期比81.3％減）、当期純利益24百万円（前期比88.8％減）となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

（自動車用品部門）

自動車用品関連につきましては、当社が取り扱う自動車用フロアーマットの売上は小型車・軽自動車向けを中心に上半期においては好調に推移しました。下半期においては当社のシェアが高い軽自動車と一部車種の販売が低迷しましたが、年度後半にかけては一部の人気車種の販売が好調であったことなどから、売上高48億71百万円（前期比3.6％増）となりました。

（産業資材部門）

産業資材関連につきましては、電子部品向け部材及び一部の高採算商品の売上は順調に推移しましたが、家電用部材及び鋼製家具用部材の売上げの落ち込みが影響したことから、売上高17億18百万円（前期比1.9％減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期に実施した設備投資の総額は、56百万円であります。
なお、これに要した設備投資は、自己資金によってまかないました。

(3) 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区分＼期別	第 58 期 平成25年３月期	第 59 期 平成26年３月期	第 60 期 平成27年３月期	第61期(当期) 平成28年３月期
売上高（百万円）	5,037	6,277	6,455	6,589
経常利益（百万円）	178	283	252	47
当期純利益（百万円）	167	269	223	24
１株当たり当期純利益（円）	25.97	42.62	35.33	3.95
総資産（百万円）	7,349	7,636	7,829	7,518
純資産（百万円）	5,520	5,773	6,004	5,936
１株当たり純資産額（円）	871.45	911.54	947.87	937.38

［第58期］東日本大震災からの復興需要に支えられ回復の動きが見られ、エコカー補助金の効果などで当上半期にかけて国内新車販売台数は増加した後、同制度終了に伴い一時的に弱含みがあったものの、自動車業界の基調は底堅く推移しましたが、家電業界を含む産業資材業界の不安定な状況などから、売上高は50億37百万円（前期比7.7%減）、当期純利益１億67百万円（前期比18.9%減）となりました。

［第59期］政府による財政・金融政策を背景に円安・株高が進むとともに、企業収益が改善し所得環境が持ち直すなか、消費税率引き上げ前の駆け込み需要により、自動車用品部門においては国内新車販売が、産業資材部門においては家電製品用部材の販売がともに好調に推移したことなどから、売上高62億77百万円（前期比24.6%増）、当期純利益２億69百万円（前期比61.2%増）となりました。

［第60期］政府の経済政策や金融政策を背景に企業収益や雇用情勢の回復が続くなか、自動車用品部門においては、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の受注残に支えられ人気車種を中心に堅調に推移し、産業資材分門においては、半導体関連部材は順調でありましたが、家電製品用部材およびオフィス家具用部材は国内販売競争の激化の影響を受け軟調に推移したことなどから、売上高64億55百万円（前期比2.8%増）、当期純利益２億23百万円（前期比17.1%減）となりました。

［第61期］当期の状況につきましては、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
永大化工ベトナム会社	4,000千US$	100.00%	自動車用品関連および産業資材関連

(注)　特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は企業間競争が激化し、依然として厳しい状況が続いております。このような状況のもと当社グループは、永続的に利益を出せる成長企業であり続けることで、お客様に笑顔と感動を与えられる価値を提供し、グローバルで存在感のある合成樹脂メーカーとして自動車用品ならびに産業資材分野において、企画開発設計から提案までトータルにサポートできる「ものづくり企業」を目指して社会の発展に貢献しようと考えております。

これらを実現するための中長期的な経営戦略および課題として、重点方針を以下の通り定めております。

・成長戦略に基づくグローバル営業戦略の強化
・購買／生産領域のコスト体質改革と効率化
・品質領域のグローバル品質保証体制の確立
・魅力ある提案型企画開発力の強化
・収益管理体制の確立・体質強化

これらは各々に主要施策を設け、全社レベルで周知徹底し、フロアーマット及び樹脂成型メーカーとしてのリーディング・カンパニーとなることを目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

自動車用品部門：各種自動車用フロアーマット
産業資材部門：家電製品関連パーツ、オフィス家具関連パーツ、住宅建材、景観材、シャッター式風呂蓋

(8) 主要な営業所および工場（平成28年３月31日現在）

本　　社　　大阪市平野区平野北二丁目３番９号
奈良工場　　奈良県香芝市尼寺408
天理工場　　奈良県天理市西長柄町688
栃木工場　　栃木県鹿沼市深程990番12

(9) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

区　　分	従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
男　　性	76名	1名増	41.6歳	16.6年
女　　性	33名	1名減	37.1歳	9.8年
合計または平均	109名	増減無	40.3歳	14.5年

（注）　上記従業員数には、使用人兼務取締役４名および臨時従業員32名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借　　入　　先	借入残高
株式会社みずほ銀行	50百万円
日本生命保険相互会社	41百万円

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、本年４月８日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針、並びに、この基本方針に沿った具体的な取組みとして、当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の導入を決議いたしました。

この対応策の導入につきましては、第６号議案において、株主の皆様のご意思を確認させていただきます。なお、対応策の詳細につきましては、46頁から63頁をご参照ください。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　20,000,000株

(2) 発行済株式の総数　7,300,000株　（うち自己株式967,021株）

(3) 当事業年度末の株主数　715名
（前期末比101名減）

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
和田正行	612千株	9.66%
永大化工共栄会	571	9.02
有限会社ウェル・エンタープライズ	485	7.66
加貫るり子	205	3.24
楽天証券株式会社	192	3.03
日本ﾄﾗｽﾃｨ・ｻｰﾋﾞｽ信託銀行株式会社	184	2.91
星和電機株式会社	162	2.56
和田和子	161	2.54
日本生命保険相互会社	140	2.21
株式会社フジコー	122	1.93

（注）1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（967,021株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	服部憲治	永大化工ベトナム会社 Chairman of BOD
専務取締役	大野裕之	営業部門統括兼海外部門統括 天台永大貿易有限公司　董事長
常務取締役	浦　義則	財務・経理部門統括兼ＩＲ担当 永大化工ベトナム会社 Director
取締役	松本辰夫	天理事業本部長
取締役	南口嘉秀	奈良事業本部長
取締役	山本幸男	栃木事業本部長
取締役	尾崎全孝	総務部長
取締役	籔本憲靖	
常勤監査役	佐藤吉弘	
監査役	本渡諒一	弁護士　心斎橋総合法律事務所所長
監査役	北畠昭二	税理士　北畠税理士事務所所長

（注）1. 取締役籔本憲靖氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役本渡諒一、北畠昭二の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役本渡諒一氏は、弁護士として企業法務等相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役北畠昭二氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成28年４月１日付で次のとおり異動がありました。

氏名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
	変更前	変更後
服部憲治	代表取締役社長 永大化工ベトナム会社 Chairman of BOD	取締役相談役
大野裕之	専務取締役 天台永大貿易有限公司　董事長	代表取締役社長 永大化工ベトナム会社 Chairman of BOD 天台永大貿易有限公司　董事長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、社外取締役および社外監査役の会社法第423条第１項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	人　　数	報酬等の額
取　締　役	8名	112,695千円
（うち社外取締役）	(1名)	(4,222千円)
監　査　役	3名	14,374千円
（うち社外監査役）	(2名)	(5,961千円)
合　　計	11名	127,070千円

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与含む）36,782千円を含んでおりません。
2. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額40,950千円（取締役39,555千円、監査役1,395千円）を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

主な活動

取締役会等への出席状況および発言状況

区　分	氏　　名	出席状況および発言状況
取締役	籔　本　憲　靖	当期開催の取締役会12回の全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験を踏まえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	本　渡　諒　一	当期開催の取締役会12回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会12回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	北　畠　昭　二	当期開催の取締役会12回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会12回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会計監査人の会社法第423条第１項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では、会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案の内容として決定することといたします。

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして解任または不再任の決定を行います。

(4) 報酬等の額

区　　分	支　給　額
①　当事業年度に係る報酬等の額	21,000千円
②　当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

（注）1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社の子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

3. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(5) 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分等

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月（平成28年１月１日から同年３月31日まで）の処分を受けました。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① 企業行動憲章「永大化工コンプライアンス行動基準」を平成16年７月に制定し、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを代表取締役社長が宣言している。引き続き、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

② コンプライアンス統括部門を所管するコンプライアンス担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。コンプライアンス委員会規程に基づきコンプライアンス委員会（社外者を含む）を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会に報告する。各業務担当取締役は、各業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。

③ コンプライアンス責任者および取締役ならびに監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括部門に報告する体制を構築する。従業員等が直接情報提供を行う手段として、内部通報の処理に関する規程に基づくコンプライアンスホットラインを設ける。報告・通報を受けたコンプライアンス統括部門は、その内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上決定し、全社的に再発防止策を実施する。

④ 従業員の法令・定款違反行為については、コンプライアンス委員会から総務部に処分を求め、役員の法令・定款違反行為については、コンプライアンス委員会が取締役会に具体的な処分を答申する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する統括責任者を取締役の中から任命し、文書管理規程および情報セキュリティ管理規程（以下、文書管理規程等という。）に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。取締役および監査役は、文書管理規程等により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。文書管理規程等の改廃については、監査役会の承認を得るものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社およびグループ各社は、事業活動を通じて、企業価値を持続的に向上させ、全てのステークホルダーに貢献することを目指しており、目的達成に影響を及ぼす様々なリスクを適正に把握し、その未然防止及び万一の発生時の影響最小化と再発防止を、経営における重要な課題と位置付け、その上で会社全体のリスクマネジメント体制を構築し、その実践を推進すると共に継続的に改善していくこととし、リスク管理規程を定め、リスクマネジメント管理責任者を取締役の中から任命し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、「リスク管理委員会」を設置する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

① 職務権限・意思決定ルールの策定
② 取締役を構成員とする経営会議の設置
③ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定とITを活用した月次・四半期業績管理の実施
④ 経営会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

(5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部門を設けると共に、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
② 当社取締役、事業本部長およびグループ各社の社長は、各部門の業務遂行の適正を確保する内部統制の確立に向けた運用の権限と責任を有する。
③ 監査役ならびに内部監査部門は、当社およびグループ各社の監査ならびに内部監査を実施し、その結果を内部統制担当部門および当社取締役、事業本部長、グループ各社の社長等の責任者に報告する。内部統制担当部門は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
④ 当社は、グループ各社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ全体の適正かつ効率的な運営・管理に資するため、関係会社管理規定を定める。
⑤ 当社は、関係会社管理規定に基づき、グループ各社の重要事項について報告を受け、必要がある場合には、指導・助言を行う。
⑥ グループ各社において、不正の行為または法令、定款、もしくは社内規定に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合は、当社に報告する。
⑦ 当社は、当社グループ中期経営計画を定め、それに基づき、グループ各社が策定した年度計画を審査し、年度予算を決定する。また月次決算等の報告を受け、経営状況を把握し、経営課題について、適宜速やかに協議、指導･助言を行う。

(6) 反社会的勢力排除を確保するための体制

当社およびグループ各社の取締役および従業員は、法令やルールを遵守することはもちろんのこと、市民活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとの認識を共有し徹底を図る。また、コンプライアンス統括部門および管理本部を主体として、警察、弁護士等の外部機関と連携の上、反社会的勢力を排除するための体制を整備する。

(7) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性ならびに監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

① 監査役は、内部監査部門の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査部門の責任者等の指揮命令を受けないものとする。

② 当社は、監査役の職務を補助すべき内部監査部門の職員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社取締役および従業員に周知徹底する。

(8) 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社およびグループ各社の取締役および従業員は、監査役および監査役会に対して、法定の事項、業務の執行状況、内部監査状況、その他当社およびグループ各社に重大な影響を及ぼす事項等、下記事項について報告することとする。また、監査役は、取締役および従業員の重要な会議に出席し、業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることができるものとする。

1. 取締役会および経営会議で決議された事項
2. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
3. 毎月の経営状況として重要な事項
4. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
5. 重大な法令・定款違反
6. コンプライアンスホットラインの通報状況および内容
7. その他コンプライアンス上重要な事項

② 当社およびグループ各社の従業員は前項２および５に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。

③ 監査役へ報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることを禁止する。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは支出した費用等の償還を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役社長および監査部門責任者は、監査役監査の環境整備等について、監査役および監査役会との十分な協議、検討の機会を設けることにより監査の実効性確保に努める。

② 当社は、監査役および監査役会に対して、必要に応じ外部の弁護士、会計士等の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を確保することに努める。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① コンプライアンス委員会については、従来、重要な事案発生時等に随時・不定期開催としておりましたが、定期的な開催に改めました。

② 社内規定に基づき、「コンプライアンスホットライン」および「迷惑行為相談窓口」の再徹底を行い、コンプライアンスの実効性向上に務めております。

③ リスク管理委員会の下、全事業部門のリスクの抽出・評価・改善策を検討し、全社的なリスク管理の推進と情報共有を図っております。

④ 子会社からは、定期的に子会社管理部門または代表取締役社長に、月次決算等職務執行状況等の報告を行っております。

⑤ 取締役会を月１回以上開催し、各議案についての審議、各事業部門、子会社の月次業績報告を受ける等、取締役および監査役の情報共有を図っております。

⑥ 監査役は、取締役会等の重要な会議へ出席し、業務執行に関する重要な文書の閲覧等を行い、必要に応じて当社取締役および使用人に説明を求め、取締役の職務の執行の適正性を確認しております。

⑦ 監査役は、定例の監査役会等による監査役相互の情報共有の他、内部監査室および会計監査人との定期的及び適宜の情報交換や当社代表取締役との定期的な面談を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数等は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**4,489,456**	**流動負債**	**1,176,758**
現金及び預金	1,490,002	支払手形	69,266
受取手形	202,544	電子記録債務	414,869
電子記録債権	83,384	買掛金	420,153
売掛金	1,179,585	短期借入金	50,000
一年以内回収予定の関係会社長期貸付金	28,172	一年以内返済予定の長期借入金	16,800
商品及び製品	615,697	未払金	80,560
仕掛品	50,282	未払費用	41,108
原材料及び貯蔵品	215,454	未払法人税等	3,454
前払費用	4,203	前受収益	400
繰延税金資産	53,995	預り金	4,562
未収入金	549,585	賞与引当金	36,765
その他	16,549	その他	38,818
固定資産	**3,028,963**	**固定負債**	**405,243**
有形固定資産	**2,142,376**	長期借入金	24,800
建物	494,842	繰延税金負債	6,262
構築物	7,188	再評価に係る繰延税金負債	272,160
機械及び装置	64,450	退職給付引当金	24,517
車輌及び運搬具	7,438	役員退職慰労引当金	75,368
工具、器具及び備品	21,909	その他	2,135
土地	1,544,809	**負債合計**	**1,582,002**
建設仮勘定	1,737	**純資産の部**	
無形固定資産	**3,202**	**株主資本**	**5,468,817**
ソフトウェア	2,783	**資本金**	**1,241,700**
電話加入権	418	**資本剰余金**	**1,203,754**
投資その他の資産	**883,384**	資本準備金	1,203,754
投資有価証券	98,955	**利益剰余金**	**3,260,136**
関係会社出資金	475,587	利益準備金	167,250
関係会社長期貸付金	169,035	その他利益剰余金	3,092,886
その他	139,806	固定資産圧縮積立金	33,229
		別途積立金	2,300,000
		繰越利益剰余金	759,656
		自己株式	**△236,772**
		評価・換算差額等	**467,600**
		その他有価証券評価差額金	3,133
		繰延ヘッジ損益	△21,606
		土地再評価差額金	486,072
		純資産合計	**5,936,417**
資産合計	**7,518,420**	**負債及び純資産合計**	**7,518,420**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**6,589,420**
売上原価		**5,208,894**
売上総利益		**1,380,525**
販売費及び一般管理費		**1,297,748**
営業利益		**82,776**
営業外収益		
受取利息	5,729	
受取配当金	2,003	
受取賃貸料	3,749	
技術指導料	2,804	
その他	8,396	22,683
営業外費用		
支払利息	1,081	
為替差損	55,960	
その他	1,289	58,331
経常利益		**47,129**
特別利益		
固定資産売却益	331	331
特別損失		
固定資産処分損	0	
投資有価証券評価損	164	165
税引前当期純利益		**47,296**
法人税、住民税及び事業税	7,584	
法人税等調整額	14,724	22,308
当期純利益		**24,987**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

項　目	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成27年４月１日残高	1,241,700	1,203,754	1,203,754
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
税率変更による積立金の調整額			
固定資産圧縮積立金の取崩			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計	―	―	―
平成28年３月31日残高	1,241,700	1,203,754	1,203,754

（単位：千円）

項　目	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成27年４月１日残高	167,250	34,124	2,300,000	803,450	3,304,825	△236,377	5,513,902
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△69,676	△69,676		△69,676
当期純利益				24,987	24,987		24,987
税率変更による積立金の調整額		749		△749	―		―
固定資産圧縮積立金の取崩		△1,644		1,644	―		―
自己株式の取得						△395	△395
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	―	△895	―	△43,793	△44,689	△395	△45,084
平成28年３月31日残高	167,250	33,229	2,300,000	759,656	3,260,136	△236,772	5,468,817

（単位：千円）

項　　目	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年４月１日残高	18,298	494	471,389	490,182	6,004,084
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△69,676
当期純利益					24,987
税率変更による積立金の調整額					―
固定資産圧縮積立金の取崩					―
自己株式の取得					△395
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△15,164	△22,101	14,683	△22,581	△22,581
事業年度中の変動額合計	△15,164	△22,101	14,683	△22,581	△67,666
平成28年３月31日残高	3,133	△21,606	486,072	467,600	5,936,417

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有 価 証 券

① 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デ リ バ テ ィ ブ

時価法

(3) た な 卸 資 産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主として移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産

定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	７～50年
構築物	７～50年
機械及び装置	２～８年
車輌及び運搬具	２～７年
工具、器具及び備品	２～10年

(2) 無 形 固 定 資 産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職金の支払に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘ ッ ジ 手 段……デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘ ッ ジ 対 象……外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引

③ ヘ ッ ジ 方 針

デリバティブ取引に対する方針は、輸出入取引に係る外貨建金銭債権債務および将来の外貨建取引に対して、為替相場の変動によるリスクを軽減する目的で行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

通貨関連のデリバティブ取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致していることを事前テストで確認し、また半期毎に当該条件に変更がないことを事後テストで確認しております。

なお、外貨建予定取引については、過去の取引実績等を総合的に勘案し、取引の実行可能性が極めて高いことを事前テストおよび事後テストで確認しております。

⑤ リスク管理方針

デリバティブ取引についての基本方針は、取締役会において決定され、それに基づき経理部が実行および管理を行っております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税は税抜方式によっております。

[会計方針の変更に関する注記]

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

[表示方法の変更]

損益計算書

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「技術指導料」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。なお、前事業年度における「技術指導料」は、1,250千円であります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産

建物	474,496千円
土地	1,533,153千円
計	2,007,650千円

(2) 担保資産に対応する債務

短期借入金	50,000千円
一年以内返済予定の長期借入金	16,800千円
長期借入金	24,800千円
計	91,600千円

上記の被担保債務のほかに、次の銀行保証債務の見返りとして担保に供しております。

輸入に係る関税および消費税等の延納に関する保証	22,387千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	2,989,769千円

3. 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	519,242千円
長期金銭債権	169,035千円

4. 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務	65,189千円

5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年３月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行って算定する方法としております。

再評価を行った年月日	平成14年３月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△642,422千円

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との営業取引

売上高	6,736千円
仕入高	1,674,066千円
その他	763千円

2. 関係会社との営業取引以外の取引高　11,403千円
3. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価	△785千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	967,021株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、賞与引当金の否認、減損損失の否認、退職給付引当金の否認等であり、評価性引当額を控除しております。

繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立金等であります。

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社

属性	会社等の名称	議決権等の(被所有)所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	永大化工ベトナム会社	所有直接 100.00	役員の兼任当社製品の販売および原材料の有償支給、資金の貸付	原材料有償支給(注)2	1,674,066	未収入金	458,418
				資金の回収	29,743	関係会社貸付金	197,207
				受取利息(注)3	5,000		

(注) 1. 上記の取引金額および期末残高には、消費税等を含めておりません。
2. 取引条件および取引条件の決定方法
永大化工ベトナム会社との取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
3. 利息の受取については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

[１株当たり情報に関する注記]

１株当たり純資産額	937円38銭
１株当たり当期純利益	３円95銭

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**4,889,680**	**流動負債**	**1,221,121**
現金及び預金	1,774,281	支払手形及び買掛金	508,137
受取手形及び売掛金	1,498,573	電子記録債務	414,869
商品及び製品	702,246	短期借入金	50,000
仕掛品	117,972	一年以内返済予定の長期借入金	16,800
原材料及び貯蔵品	645,079	未払法人税等	3,537
繰延税金資産	53,995	賞与引当金	48,414
未収入金	56,314	その他	179,362
その他	41,219	**固定負債**	**506,434**
固定資産	**3,041,654**	長期借入金	24,800
有形固定資産	**2,546,873**	繰延税金負債	6,262
建物及び構築物	644,272	再評価に係る繰延税金負債	272,160
機械装置及び運搬具	237,669	役員退職慰労引当金	75,368
工具、器具及び備品	23,594	退職給付に係る負債	125,708
土地	1,544,809	その他	2,135
建設仮勘定	96,527	**負債合計**	**1,727,555**
無形固定資産	**233,124**	**純資産の部**	
土地使用権	216,878	**株主資本**	**5,611,098**
その他	16,246	**資本金**	**1,241,700**
投資その他の資産	**261,656**	**資本剰余金**	**1,203,754**
投資有価証券	98,955	**利益剰余金**	**3,402,416**
繰延税金資産	17,775	**自己株式**	**△236,772**
その他	144,924	**その他の包括利益累計額**	**592,681**
		その他有価証券評価差額金	3,133
		繰延ヘッジ損益	△21,606
		土地再評価差額金	486,072
		為替換算調整勘定	200,641
		退職給付に係る調整累計額	△75,560
		純資産合計	**6,203,779**
資産合計	**7,931,334**	**負債及び純資産合計**	**7,931,334**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**6,695,868**
売上原価		**5,172,768**
売上総利益		**1,523,099**
販売費及び一般管理費		**1,454,452**
営業利益		**68,646**
営業外収益		
受取利息	880	
受取配当金	2,003	
受取賃貸料	3,749	
その他	7,804	14,437
営業外費用		
支払利息	1,081	
為替差損	38,489	
その他	2,823	42,393
経常利益		**40,690**
特別利益		
固定資産売却益	385	385
特別損失		
固定資産処分損	0	
投資有価証券評価損	164	165
税金等調整前当期純利益		**40,910**
法人税、住民税及び事業税	7,584	
法人税等調整額	7,235	14,819
当期純利益		**26,091**
親会社株主に帰属する当期純利益		**26,091**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

項　　目	株　　主　　資　　本				
	資　本　金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成27年４月１日残高	1,241,700	1,203,754	3,446,002	△236,377	5,655,079
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△69,676		△69,676
親会社株主に帰属する当期純利益			26,091		26,091
自 己 株 式 の 取 得				△395	△395
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	―	―	△43,585	△395	△43,980
平成28年３月31日残高	1,241,700	1,203,754	3,402,416	△236,772	5,611,098

（単位：千円）

項　　目	その他の包括利益累計額						純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成27年４月１日残高	18,298	494	471,389	207,309	△38,952	658,539	6,313,618
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△69,676
親会社株主に帰属する当期純利益							26,091
自 己 株 式 の 取 得							△395
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△15,164	△22,101	14,683	△6,668	△36,607	△65,858	△65,858
連結会計年度中の変動額合計	△15,164	△22,101	14,683	△6,668	△36,607	△65,858	△109,838
平成28年３月31日残高	3,133	△21,606	486,072	200,641	△75,560	592,681	6,203,779

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項
   (1) 連結子会社の数　　1社
   連結子会社の名称
   永大化工ベトナム会社　　(ベトナム)
   (2) 非連結子会社名
   天台永大貿易有限公司　　(中国)
   (連結の範囲から除いた理由)
   非連結子会社は小規模であり、純資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項
   非連結子会社については、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
   決算日が連結決算日と異なる場合の内容等
   連結子会社の決算日は12月31日であります。
   連結計算書類を作成するにあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項
   (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
   ① 有　価　証　券
   その他有価証券
   時価のあるもの
   決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）
   時価のないもの
   移動平均法による原価法
   ② デリバティブ
   時価法
   ③ たな卸資産
   商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品につき、当社は主として移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、連結子会社は移動平均法に基づく低価法を各々採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

① 有形固定資産

当社は定率法、連結子会社は定額法を採用しております。
ただし、当社は、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	７～50年
機械装置及び運搬具	２～８年
工具、器具及び備品	２～10年

② 無形固定資産

定額法によっております。
ただし、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職金の支払に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益および費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

② 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を行っております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……デリバティブ取引（為替予約取引）
ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引

ハ．ヘッジ方針

デリバティブ取引に対する方針は、輸出入取引に係る外貨建金銭債権債務および将来の外貨建取引に対して、為替相場の変動によるリスクを軽減する目的で行っております。

ニ．ヘッジの有効性評価の方法

通貨関連のデリバティブ取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致していることを事前テストで確認し、また半期毎に当該条件に変更がないことを事後テストで確認しております。

なお、外貨建予定取引については、過去の取引実績等を総合的に勘案し、取引の実行可能性が極めて高いことを事前テストおよび事後テストで確認しております。

ホ．リスク管理方針

デリバティブ取引についての基本方針は、取締役会において決定され、それに基づき経理部が実行および管理を行っております。

③　退職給付に関する会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

④　消費税等の会計処理

消費税および地方消費税は税抜方式によっております。

［会計方針の変更に関する注記］

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	474,496千円
土　　地	1,533,153千円
計	2,007,650千円

(2) 担保資産に対応する債務

短期借入金	50,000千円
一年以内返済予定の長期借入金	16,800千円
長期借入金	24,800千円
計	91,600千円

上記の被担保債務のほかに、次の銀行保証債務の見返りとして担保に供しております。

輸入に係る関税および消費税等の延納に関する保証	22,387千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	3,608,520千円

3. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年３月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行って算定する方法としております。

再評価を行った年月日	平成14年３月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△642,422千円

[連結損益計算書に関する注記]

通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売　上　原　価	△785千円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普　通　株　式	7,300,000株

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	69,676千円	11円00銭	平成27年３月31日	平成27年６月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	50,663千円	８円00銭	平成28年３月31日	平成28年６月30日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類および数

該当事項はありません。

［金融商品に関する注記］

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金及び余剰資金の範囲内で安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については、主に銀行借入による方針であります。デリバティブ取引については、外貨建取引金額の範囲内で為替相場の変動によるリスクを軽減する目的のために先物為替予約取引を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を必要に応じて適宜把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、１年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金及び長期借入金（原則として５年以内）は主に営業取引に係る資金調達であります。このうち長期借入金は、金利の変動リスクを回避するため固定金利での借入を基本としており、変動金利の長期借入金は現在ありません。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,774,281	1,774,281	―
(2) 受取手形及び売掛金	1,498,573	1,498,573	―
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	98,955	98,955	―
資産計	3,371,810	3,371,810	―
(1) 支払手形及び買掛金	508,137	508,137	―
(2) 電子記録債務	414,869	414,869	―
(3) 短期借入金	50,000	50,000	―
(4) 長期借入金（※1）	41,600	41,529	△70
負債計	1,014,606	1,014,536	△70
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されているもの	(21,606)	(21,606)	―
デリバティブ取引計	(21,606)	(21,606)	―

（※1） 一年以内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。

（※2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、並びに(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

（単位：千円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	うち１年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引 買建　米ドル	買掛金	593,591	―	(21,606)

（注）　時価の算定方法

取引金融機関から提示された価格によっております。

（注2）　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	2,485

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3) 投資有価証券」には含めておりません。

［１株当たり情報に関する注記］

１株当たり純資産額　979円60銭

１株当たり当期純利益　4円12銭

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月30日

永大化工株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　田　博　信　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　本　秀　男　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、永大化工株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月30日

永大化工株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　田　博　信　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　本　秀　男　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、永大化工株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、永大化工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監査報告書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年６月６日

永大化工株式会社　監査役会

監査役(常勤)　佐藤吉弘　㊞

社外監査役　本渡諒一　㊞

社外監査役　北畠昭二　㊞

以　上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

永　大　化　工　株　式　会　社
代表取締役社長　　大　野　裕　之

2. 議案および参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

第61期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき　８円00銭

総額　　50,663,832円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月30日

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（８名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化を図るため、取締役 1 名を減員し、取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
おおの　ひろゆき 大野　裕之 （昭和39年３月24日生）	昭和61年４月　当社入社 平成14年４月　当社奈良事業本部営業部次長 平成18年４月　当社奈良事業本部営業部長 平成21年６月　当社取締役奈良事業本部長 平成24年４月　当社取締役自動車用品部門統括 奈良事業本部長 平成25年６月　当社常務取締役営業部門統括 平成26年６月　当社専務取締役営業部門統括兼 海外部門統括 平成28年４月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 永大化工ベトナム会社　Chairman of BOD 天台永大貿易有限公司　董事長	22,000株
うらよしのり 浦　義則 （昭和39年４月24日生）	平成２年７月　当社入社 平成19年４月　当社管理本部経理部次長 平成21年７月　当社管理本部経理部長 平成24年４月　当社管理本部副本部長 平成25年４月　当社管理本部長 平成25年６月　当社取締役管理本部長 平成26年６月　当社常務取締役財務・経理部門統括兼 IR担当（現任） （重要な兼職の状況） 永大化工ベトナム会社　Director	10,000株
はっとりけんじ 服部憲治 （昭和13年２月3日生）	昭和49年４月　当社入社 昭和60年１月　当社自動車用品部長 昭和63年２月　当社取締役自動車用品本部長 平成６年６月　当社常務取締役自動車用品本部長 平成９年６月　当社専務取締役自動車用品本部長 平成14年４月　当社専務取締役奈良事業本部長 平成17年１月　当社取締役副社長 平成19年６月　当社顧問 平成21年11月　当社代表取締役社長兼海外部門統括 平成28年４月　当社取締役相談役（現任）	36,000株

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
やまもと　ゆきお 山本　幸男 （昭和38年１月16日生）	昭和61年４月　当社入社 平成14年４月　当社栃木事業本部営業部次長 平成22年４月　当社栃木事業本部営業部長 平成23年４月　当社栃木事業本部副本部長 平成25年６月　当社取締役栃木事業本部長（現任）	15,000株
おざき　まさたか 尾崎　全孝 （昭和36年２月11日生）	平成２年２月　当社入社 平成19年４月　当社管理本部総務部次長 天理事業本部駐在 平成21年７月　当社管理本部総務部長 平成25年６月　当社取締役総務部長（現任）	12,000株
すずき　こうじ 鈴木　広二 （昭和44年７月31日生）	平成４年４月　当社入社 平成21年７月　当社奈良事業本部営業部次長 平成23年４月　当社奈良事業本部営業部長 平成27年６月　当社奈良事業本部営業部長兼 栃木事業本部営業部長（現任）	4,000株
やぶもと　のりやす 籔本　憲靖 （昭和22年２月25日生）	昭和45年４月　近畿ｺｶ･ｺｰﾗﾎﾞﾄﾘﾝｸﾞ(株)入社 平成16年３月　近畿ｺｶ･ｺｰﾗﾎﾞﾄﾘﾝｸﾞ(株) 取締役営業部長 平成18年３月　三笠ｺｶ･ｺｰﾗﾎﾞﾄﾘﾝｸﾞ(株) 代表取締役専務執行役員 三笠ﾋﾞﾊﾞﾚｯｼﾞｻｰﾋﾞｽ(株) 代表取締役社長 平成20年２月　同社退社 平成26年６月　当社社外取締役（現任）	1,000株

（注）1. 鈴木広二氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 籔本憲靖氏は社外取締役の候補者であります。
なお、当社は、籔本憲靖氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定です。
4. 社外取締役候補者の選任理由
籔本憲靖氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験に基づき、社外取締役として、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけることを期待したためであります。
5. 籔本憲靖氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
6. 籔本憲靖氏は当社または当社子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
7. 籔本憲靖氏は当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。

8. 籔本憲靖氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
9. 籔本憲靖氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、過去2年間に受けていたこともありません。
10. 籔本憲靖氏は、当社の親会社等、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
11. 籔本憲靖氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利を継承した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役佐藤吉弘氏および北畠昭二氏の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
さとう よしひろ 佐藤吉弘 （昭和29年２月５日生）	昭和52年４月　㈱大阪銀行（現㈱近畿大阪銀行）入行 平成17年６月　㈱近畿大阪銀行在籍のまま当社に出向総務部次長 平成21年７月　当社内部監査室長 平成25年４月　当社入社内部監査室長 平成25年６月　当社常勤監査役（現任）	4,000株
きたばたけ しょうじ 北畠昭二 （昭和22年２月14日生）	昭和44年４月　大阪国税局入局 平成18年８月　北畠税理士事務所開設（現任） 平成25年６月　当社補欠監査役 平成26年６月　当社社外監査役（現任）	－株

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 北畠昭二氏は社外監査役の候補者であります。
なお、当社は、北畠昭二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定です。

3. 社外監査役候補者の選任理由
北畠昭二氏につきましては、税理士として培われた専門的な知識・経験等を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。

4. 北畠昭二氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

5. 北畠昭二氏は当社または当社子会社の業務執行者または役員であったことはありません。

6. 北畠昭二氏は当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。

7. 北畠昭二氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。

8. 北畠昭二氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、過去2年間に受けていたこともありません。

9. 北畠昭二氏は、当社の親会社等、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
10. 北畠昭二氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利を継承した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

第４号議案　補欠監査役２名選任の件

現在の補欠監査役の効力は、本定時株主総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、予め監査役の補欠者２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役が監査役に就任する順位につきましては、当社定款の定めにより、２名以上の補欠監査役が予選されている場合、会社は監査役会の意見を得て、取締役会の決議により、当該補欠監査役相互間における監査役就任の優先順位を決定いたします。また、決定された優先順位を変更することができるものといたしております。

なお、補欠監査役選任の効力につきましても、当社定款の定めにより、就任前に限り、監査役会の意見を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたしております。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
はら　しげじ 原　滋二 （昭和17年８月25日生）	昭和43年４月　弁護士登録 昭和48年４月　原滋二法律事務所開設 平成13年３月　原・国分法律事務所開設 平成24年６月　当社補欠監査役（現任） 平成27年８月　原・国分・長部法律事務所開設（現任）	2,000株
かしもと　まさずみ 樫本正澄 （昭和27年１月18日生）	昭和45年４月　大阪国税局入局 平成24年８月　税理士登録 平成24年８月　樫本正澄税理士事務所開設（現任）	－株

（注）1.　各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2.　補欠監査役候補者原滋二氏、樫本正澄氏の両氏は、社外監査役の候補者であり、東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の要件を満たしております。

3.　原滋二氏は、弁護士として法的な専門知識と経験を有し、客観的立場から当社の経営を監査されることが期待されるものであります。
樫本正澄氏は、税理士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくことが期待されるものであります。
両氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。

第５号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任されます松本辰夫氏、南口嘉秀氏ならびに平成28年４月１日付をもって、代表取締役を辞任されました服部憲治氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

ふりがな 氏名	略歴
はっとり　けんじ 服部　憲治	平成21年11月　当社代表取締役社長 平成28年４月　当社代表取締役社長（退任）
まつもと　たつお 松本　辰夫	平成21年６月　当社取締役(現任)
みなみぐち　よしひで 南口　嘉秀	平成25年６月　当社取締役(現任)

第６号議案　当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)導入の件

当社は、平成28年4月8日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決議するとともに、かかる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）を導入することを決定いたしました。

本プランは、当社取締役会の決議により導入されたものですが、本プランの有効期限は、平成28年4月8日から本定時株主総会開始の時までとし、本定時株主総会において出席株主の皆様の過半数のご賛同により、承認が得られました場合には、当該承認決議の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで延長するものとしております。

そこで、本プランの導入につきまして株主の皆様にご審議いただき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランの具体的な内容については、以下に記載のとおりであります。

１．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の経営にあたっては、異型押出成形加工による合成樹脂製品の専門メーカーとして、永年にわたり培った技術力の蓄積と経験に対する理解並びに、取引先および従業員等のステークホルダーのみならず、当社子会社およびその役職員との間で長期間にわたって築かれた信頼関係への理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値を適正に判断することができないものと考えております。

したがいまして、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことがもっとも重要であって、当社の財務および事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があります。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

２．本プラン導入の必要性

以上のように、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えております。

もとより、当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。したがって、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為等は、それが成就すれば、当社の事業および経営の方針に直ちに大きな影響を与えうるものであるところ、大規模買付行為等の中には、その目的、態様等からみて企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくなく、当社の企業価値および株主共同の利益に重大な影響をおよぼす可能性を内包しております。また、株式の大規模買付行為等の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえません。

以上を考慮した結果、当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合に、当社取締役会や株主の皆様がその条件等について検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するべきであり、その判断のために、大規模な買付行為を行う買付者において、当社が設定し事前に開示する一定のルールにしたがって、必要かつ十分な情報が事前に提供される必要があると認識しております。また、明らかに濫用目的による買付行為に対しては、当社取締役会が適切と考える方策をとることも、株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

そこで、当社取締役会は、当社および株主共同の利益のため、以下の内容の事前の情報提供等に関する一定のルールとして本プランを導入することといたしました（ご参考のために本プランについてのフローチャートを58頁に記載しております）。なお、当社取締役会は、株主の皆様のご意思を尊重する観点から、本プランの導入後最初に開催される予定の本定時株主総会において、本プラン導入につき株主の皆様の賛否を問い、本プランの導入が否決された場合には本プランを廃止することとしております。

なお、本プランの導入決定日現在、特定の第三者からの当社株式の大規模買付の申入れ、打診等の事実はございません。また、平成28年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙１「大株主の状況」に記載のとおりです。

３．本プランの内容

（１）本プランの適用対象

本プランは、特定株主グループ(注１)の議決権割合(注２)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注３)の買付行為、または、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為がなされた場合

を、その適用の対象とします（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）。

注1 ：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)

または、

(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)

を意味します。

注2 ：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）

の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3 ：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

（２）大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、本プランにしたがう旨および大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した意向表明書をご提出いただくこととします。

かかる意向表明書受領後10営業日以内に、当社取締役会は、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付しますので、大規模買付者は、当該リストに記載された情報を提供していただくこととします。必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者および関係者を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

② 大規模買付行為の目的および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）

③ 当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け（調達スキームを含みます。）、買付けの時期、取引の仕組み等

④ 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、経営者候補（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）等

⑤ 当社の企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策およびその根拠

⑥ 当社の取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社との関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容

⑦ その他、当社取締役会が必要であると合理的に判断する情報

当社取締役会は、上記の必要情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（下記（４）に定義されます。）に提供します。

また、当社取締役会において、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。当社取締役会は大規模買付者による必要情報の提供が完了したと判断した場合には、適時適切な方法によりその旨の開示を行います。

なお、大規模買付行為の提案があった事実、大規模買付者から意向表明書が提出された事実および当社取締役会に提供された必要情報その他の情報は、当

社株主の皆様の判断のために必要かつ適切と認められる範囲において、速やかに開示します。

（３）取締役会による評価・検討

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了したと判断した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株式全部の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、取締役会評価期間は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了したと判断した旨を当社が開示した日から起算されるものとし、大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

ただし、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、当社取締役会または独立委員会が、取締役会評価期間内に意見表明ないし勧告を行うに至らない場合には、取締役会は、その決議により、30日間（初日不算入）を上限として、取締役会評価期間を延長することができます。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、決議後速やかに公表を行います。

この取締役会評価期間中に、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家（ファイナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価･検討し、独立委員会の勧告を最大限に尊重して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する内容の改善について交渉し、当社取締役会として代替案を提示することもあります。

（４）独立委員会による評価・検討と取締役会に対する提言

当社取締役会は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社から独立した者のみで構成される独立委員会（その概要につきましては別紙２を、独立委員会の委員の氏名・略歴につきましては別紙３をご参照ください。）を設置します。

独立委員会は3名以上の委員により構成され、当社社外取締役または社外監査役および外部の有識者のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任するものとします。

独立委員会は、取締役会評価期間内において、当社取締役会より提供された必要情報に基づき、大規模買付行為の評価・検討を行うものとし、その結果に

基づき対抗措置を発動するべきか否かを、理由を付して当社取締役会に対し勧告します。

また、独立委員会は、必要に応じ、以下の行為を行うことができます。

① 必要情報が不十分である場合に、大規模買付者に対し、必要情報を追加的に提出するよう求めること

② 当社の取締役会に対し、所定の期間内に、大規模買付者の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう求めること

③ 当社の取締役会に対し、取締役会評価期間の延長を求めること

④ 直接または当社取締役会等を通して間接に、大規模買付者と協議・交渉を行うこと

⑤ 本プランの廃止または変更を取締役会に対して勧告すること

⑥ その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項に関する必要なこと

なお、独立委員会の各委員は、その判断を行うにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益をはかることを目的としてはならないものとします。

（５）大規模買付者に対する対応方針

ⅰ 大規模買付者が本プランを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が本プランを遵守した場合であっても、当社取締役会の検討の結果大規模買付者の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく害すると認められる場合には、大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合があります。当社の企業価値または株主共同の利益を害すると認められる場合としては、例えば、

① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合ないし、株式の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合

② 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合

③ 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合

④　会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合

⑤　当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合

⑥　大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合

⑦　大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買い付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）などに代表される、構造上株主の皆様の判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合

⑧　大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値の確保及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合

⑨　大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合

等が当たりますが、これらにとどまるものではありません。

大規模買付者が本プランを遵守し、かつ、当社取締役会が大規模買付者

の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を害さないと判断した場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。仮に、当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ⅱ　大規模買付者が本プランを遵守しない場合

大規模買付者が、本プランを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値および当社株主共同の利益を守ることを目的として、大規模買付者に対する対抗措置をとる場合があります。

（６）対抗措置の具体的内容

上記（５）により、取締役会が大規模買付者に対し対抗措置をとる場合、具体的にいかなる手段を講じるかについては、会社法その他の法律および当社定款が認める措置の中から、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

その際の判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する必要情報に基づき、独立の外部専門家や独立委員会の助言を得ながら、当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討した上で判断します。

具体的対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙４に記載のとおりですが、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けます。

なお、当社取締役会は、①独立委員会が対抗措置の発動に関して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付して勧告を行った場合、または、②大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

また、当社取締役会が大規模買付者に対する対抗措置の発動を決議した後

または発動後においても、(ⅰ)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合または(ⅱ)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は独立委員会の勧告に基づき、または勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

4．株主・投資家に与える影響等

（1）本プランが株主・投資家に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、適切な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護に繋がるものと考えます。したがいまして、本プランの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

（2）対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合または、大規模買付者の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を害すると認められる場合には、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、当該大規模買付行為に対し、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則にしたがって適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てについては今後新株予約権の発行登録を予定しており、新株予約権の概要については別紙４記載のとおりです。

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当ての基準日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき本新株予約権１個を上限とした割合で、

本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式１株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、当社取締役会が、新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記３．（６）に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があるため、当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、新株予約権の無償割当てに際しては、割当ての基準日における株主名簿に記録された株主の皆様に新株予約権が無償にて割当てられますので、株主の皆様におかれましては、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当ての基準日までに、名義書換手続きを行っていただく必要があります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および証券取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので、当該開示または通知の内容をご確認ください。

５．本プランの有効期限等

本プランが、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合、その有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと致します。

ただし、かかる有効期間前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または、②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランは、当社株主の皆様のご意向にしたがって随時これを廃止させることが可能です。

当社取締役会は、会社法等の関係法令の改正、司法判断の動向および証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社株主共同の利益、当社企業価値の保護の観点から、必要に応じ本プランを見直してまいります。なお、本プランの変更を決定した場合は、その内容を直ちに開示します。

６．本プランの合理性

（１）買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に示された考え方にも沿った内容になっております。

（２）株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記３にて記載したとおり、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

（３）株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

（４）合理的な客観的要件の設定

本プランは、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを原則としており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本プランは取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

（５）独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランの導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、対抗措置の発動および本プランの廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が、別紙２「独立委員会の概要」にあるとおり、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価、検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はその勧告を最大限尊重して決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

（６）デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記５にて記載したとおり、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

【本プランについてのフローチャート】

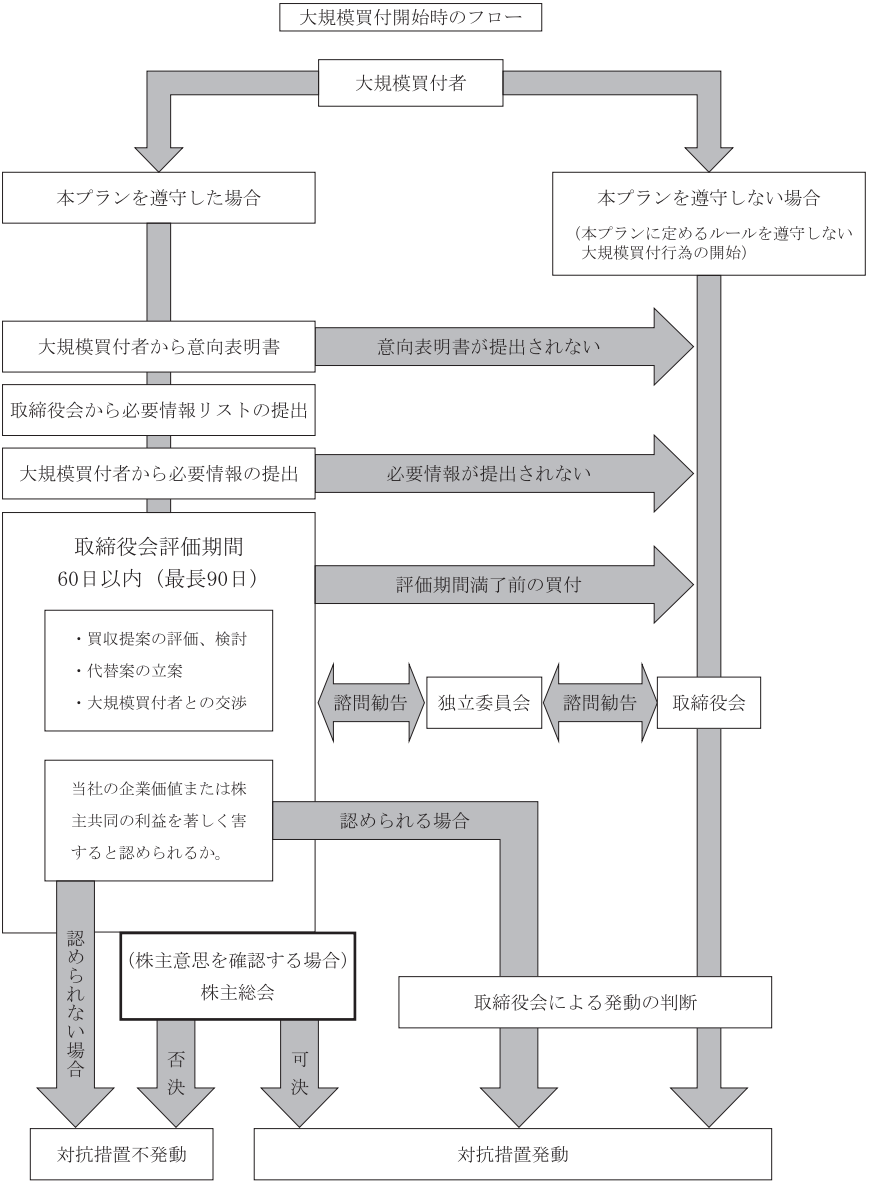

別紙１

大株主の状況（平成28年3月31日現在）

氏名又は名称	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
永大化工株式会社	967千株	13.25
和田　正行	612	8.38
永大化工共栄会	571	7.82
有限会社ウェル・エンタープライズ	485	6.64
加貫　るり子	205	2.81
楽天証券株式会社	192	2.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	184	2.52
星和電機株式会社	162	2.22
和田　和子	161	2.20
日本生命保険相互会社	140	1.92

（注）1.　所有株式数は、千株未満を切捨てて表示しております。
2.　発行済株式の総数7,300,000株に対する持株数の比率は、小数点第３位を四捨五入して表示しております。

以　上

別紙２

独立委員会の概要

・　独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

・　独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した地位にある当社社外取締役または社外監査役および外部の有識者の中から、当社取締役会が選任する。なお、外部の有識者とは経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法・経営学等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいう。

・　独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、決定を行うにあたって、当社企業価値および当社株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社取締役の個人的利益をはかることを目的としてはならない。

①　買収に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置の発動

②　買収提案者との交渉に基づく新株予約権の消却、発行中止その他の対抗措置の廃止

③　前二号に準じる重要な事項

④　その他、当社取締役会が独立委員会に勧告を求める事項

・　独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。

・　独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以　上

別紙３

独立委員会の委員の氏名および略歴

・籔本　憲靖（やぶもと　のりやす）

略歴　昭和22年２月生まれ
昭和45年４月近畿コカ・コーラボトリング株式会社入社
平成18年３月三笠コカ・コーラボトリング株式会社代表取締役専務執行役員
三笠ビバレッジサービス株式会社代表取締役社長
平成20年２月同社退社
平成26年６月当社社外取締役就任

・渡邊　徹（わたなべ　とおる）

略歴　昭和41年２月生まれ
平成３年３月京都大学法学部卒業
平成３年４月最高裁判所司法研修所入所
平成５年４月弁護士登録（大阪弁護士会）
平成10年１月北浜法律事務所パートナー就任

・平塚　博路（ひらつか　ひろみち）

略歴　昭和42年７月生まれ
平成９年４月中央監査法人京都事務所（現 京都監査法人）入所
平成11年５月公認会計士登録
平成14年７月平塚公認会計士事務所開設
平成20年７月霞が関監査法人入所　社員就任
平成25年10月太陽ＡＳＧ有限責任監査法人（現 太陽有限責任監査法人）入所パートナー就任

以　上

新株予約権の概要

１．新株予約権の割当方法（新株予約権無償割当て）

会社法第278条および第279条の規定による新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」という。）において定める割当ての基準日における株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割当てる。

２．新株予約権の発行総数

新株予約権の発行総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

３．新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当ての効力発生日は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

４．新株予約権の目的となる株式の種類

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

５．新株予約権の目的となる株式の総数

（１）新株予約権１個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、新株予約権無償割当て決議において取締役会が別途定める数とする。

（２）新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から新株予約権無償割当て決議時点における発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を控除した数を上限とする。

６．新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める１円以上の額とする。

７．権利行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。

８．譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

９．行使条件

特定株主グループ（議決権割合が20％以上のものに限る。以下、同じ。）に属する者または特定株主グループに属する者になろうとする者（ただし、当社の株式を取得または保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者および本日時点で議決権割合が20％以上の特定株主グループに属する者を除く。以下、「例外事由該当者」という。）ではないこと等を条件として定める。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

10．取得条項

当社は、大規模買付者による大規模買付ルールの違反その他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別途定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議にしたがい、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を付すことができるものとする。この場合における取得の対価は、原則として、例外事由該当者以外の者が所有する新株予約権の取得については、当該新株予約権１個につき対象株式数と同数の当社普通株式とする。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

11．無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

12．その他

当社は新株予約権の発行に関して発行登録をするものとする。発行登録の詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　大阪市阿倍野区松崎町一丁目２番８号
　　ＪＲ天王寺駅東口
　　天王寺都ホテル５階　高取の間
電　話　０６（６６２８）３２００

